## 鳥取県告示第380号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所の	指定に係る事業所の	廃止の届出を受理し	4. ドマの種類
氏名	名称	所在地	た年月日	サービスの種類
特定非営利活動法	地域生活援助はうす	鳥取市気高町勝見	平成22年3月12日	通所介護
人のどか	のどか	682-50		